

## 認定訓練助成事業費補助金

	助成対象者	助成の要件等	助成者及び負担割合(上限)
運営費	中小企業事業主又は中小企業主団体、若しくは職業能力開発促進法第13条に規定する職業訓練法人等	左記の者が単独又は共同して行う認定職業訓練の運営に要する経費	国 1/3 都道府県 1/3
施設・設備費	都道府県、市町村、中小企業事業主又は中小企業主団体、若しくは職業能力開発促進法第13条に規定する職業訓練法人等	左記の者が行う認定職業訓練のための職業訓練共同施設の設置及び職業訓練共同設備の設置又は整備に要する経費	○都道府県が設置する場合 国 1/3  ○市町村、職業訓練法人等が設置する場合 国 1/3 都道府県 1/3

※ 補助金の体系(間接補助)

